【規程番号　行法Ⅲ－007】

行吉学園研究助手規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園が設置する神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「大学」という。）における研究助手に関する事項について定める。

（研究助手の業務）

第２条　この規程にいう研究助手は学科に所属し、主として研究業務に従事するが、教授、准教授、助教、講師が担当する教育活動の補助にも携わることを業務とする。

（研究助手の資格）

第３条　研究助手に任用される者は、準研究助手を経験し、かつ、原則として博士の学位を有する者に限る。

（研究助手の勤務）

第４条　研究助手の勤務は所属する大学の就業規則等に従うものとする。

（研究助手の任期）

第５条　研究助手の任期は特に定めない。

（業績の審査）

第６条　業績審査の要領については、別に定める。

（給与等）

第７条　学園の給与規程による。

２　日本私立学校振興・共済事業団及び雇用保険の加入者となる。

（勤務の条件）

第８条　研究助手の勤務の条件は以下の各号による。

（1）研究日を１日与える。

（2）別に定める個人研究費及び研究旅費を支給する。

（3）教育活動の補助は週８コマ以内とする。

（定めのない事項の取扱）

第９条　この規程に定めのない事項については、学園及び所属する大学の諸規程並びに関係法令による。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴取の上、理事長が理事会の議を経て行う。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。